【原　　著】

適性試験の成績と法科大学院別の新司法試験合格率の関係

――既修・未修コースの第一期生と第二期生に関する検討――

椎名久美子*
小牧研一郎**
杉澤　武俊***

要　　約

本稿では，既修・未修各コースの第一期生と第二期生の新司法試験の結果について，適性試験の成績との関係を分析した．ある年度の既修および未修コースの全入学者を代表する集団として，各大学院入学者の適性試験に関する統計量を用いた混合分布を作成した．そして，全入学者集団の適性試験得点の分布に基づいて，新司法試験に合格したり，新司法試験を受験可能なレベルに到達したりするための適性試験の閾値を決定した．

新司法試験に合格するための適性試験得点の閾値を適性試験受験者集団でみると，いずれの入学年度でも未修コースの閾値の位置が既修コースを上回っており，未修コースのほうが新司法試験合格のために要求される適性試験の成績レベルが高いことを示している．また，第一期生については，既修，未修共に，標準終了年直後の新司法試験に合格するための適性試験得点の閾値より，標準修了年の１年後の新司法試験に合格するための適性試験得点の閾値のほうが，全入学者集団でみても適性試験受験者集団でみても低い位置にある．これは，勉学期間が標準修了年限に加わることで，適性試験の成績が相対的に下位の者も新司法試験に合格できるようになることを示している．しかし，未修コースにおいて新司法試験を受験可能なレベルに到達するための適性試験得点の閾値については，標準修了年を１年経過しても受験者集団における位置がほとんど下がらず，適性試験受験者集団の中である程度の成績を収めた状態で大学院に入学しないと，新司法試験を受験可能なレベルに到達するのが難しいことが示唆される．

新司法試験の合格率が低く，狭い範囲に分布している未修コース平成 17 年度入学者を除けば，各大学院入学者の適性試験得点の平均値と新司法試験の合格率のデータ値は，モデル値の近くにプロットされる傾向にある．すなわち，適性試験得点の成績と新司法試験の合格率の関係が，本稿のモデルである程度説明できていることが示唆される．

キーワード：法科大学院適性試験，新司法試験，予測妥当性

* 大学入試センター 研究開発部 試験評価解析研究部門
** 大学入試センター 適性試験企画調整官
*** 新潟大学 教育学部（前所属：大学入試センター 研究開発部 試験評価解析研究部門）
2008 年 12 月 16 日　受理

1 はじめに

司法制度改革審議会意見書（司法制度改革審議会，2001）（以降「意見書」と略記）では，法曹養成のための専門教育機関である法科大学院に多様なバックグラウンドを有する人材を受け入れることが提言され，出身学部にかかわらず，すべての志願者に対して，大学院での履修の前提として要求される判断力，思考力，分析力，表現力等の資質を測定する適性試験が課されることになった．平成15年度から実施されてきた大学入試センター法科大学院適性試験は，この意見書の提言に準拠して開発されている．

新司法試験の受験資格があるのは，原則として法科大学院課程の修了者である[1)]．平成16年度に法科大学院が開設され，平成18年に既修コースの第一期生が第1回新司法試験を受験して以降，平成20年までに3回の新司法試験が実施されてきた．新司法試験は，法曹に必要な専門的な法律知識や学識，法的な推論の能力，法的な分析，構成，論述能力を有するかどうかを判定するものとされており（法務省Webページ，新しい司法試験制度に関するQ&A），適性試験が測ろうとする「判断力，思考力，分析力，表現力」とも関連が深いと考えられる．

現状では，適性試験の成績データと新司法試験の成績データは別の機関が保有しており，それぞれの受験者を対応させたデータを作成して相関をとるのは非常に困難である．入手可能な資料として，新司法試験に関しては，法科大学院別の受験者数や合格者数が公表されている（法務省，2006；2007a；2008）．法科大学院の修了認定状況の調査結果としては，修了者数や修了しなかった事由別の人数を全法科大学院について合計した値などが公表されている（法務省，2007b；文部科学省，2007；2008）．また，大学入試センターでは，法科大学院にアンケートを実施して，入学者の大学入試センター適性試験の得点に関する統計量などのデータを収集している．

椎名・杉澤・櫻井(2007)及び椎名・杉澤・小牧・櫻井(2008)では，新司法試験の成績を外的基準として各法科大学院入学者の大学入試センター適性試験成績との関連をみることで，妥当性—測定しようとする能力を実際に測定できているか—についての検討を行ってきたが，公表された資料やアンケートで収集したデータでは，適性試験や新司法試験の成績を個人レベルで対応させた分析は不可能なため，法科大学院という集団に着目した分析にならざるを得ない．これまで，既修コースについては，平成16年度入学者が受験する可能性がある平成18，19年新司法試験および平成17年度入学者が受験する可能性のある平成19年新司法試験，未修コースについては，平成17年度入学者が受験する可能性のある平成19年新司法試験までの分析が行われた．そして，各法科大学院の入学者の適性試験得点の平均値からモデル式に基づいて予測される新司法試験の合格率が，得られたデータによる値とある程度類似したふるまいを示したことから，大学入試センター適性試験の得点が新司法試験の合格率に対して予測妥当性を持つことが示唆された（椎名他，2007；2008）．また，大学入試センター適性試験と，基本的な論理判断能力や語彙力を測定するテストとの関連を調べることで，試験の妥当性を検討するための収束的証拠，弁別的証拠についても収集している（杉澤・内田・椎名，印刷中）．

本稿執筆の時点では，平成20年新司法試験の結果までが公表されている．未修コース修了者が出てから2回目の新司法試験の結果が出たことで，既修コース修了者が出てから2回目である平成19年新司法試験までの結果と比較することが可能になった．本稿では，新司法試験を受験できるレベルに到達したり合格したりするための適性試験の閾値を，各法科大学院の入学者の適性試験得点の統計量から作成した全入学者の適性試験得点の分布に基づいて決めることを試みる．

なお，日弁連法務研究財団が実施している「法科大学院統一適性試験」については，大学入試センターはデータを保有していないため，本稿の分析対象にしない．以後，特にことわりのない限り，「適性試験」は大学入試センター法科大学院適性試験を指すものとする．また，適性試験得点は，第1部と第2部を合計した総合得点を指すものとする．法科大学院については「大学院」と略記する．

2 新司法試験受験および合格のための適性試験の閾値に関する検討

2.1 既修コースと未修コースの積算合格率に関するモデル

椎名他 (2008) のモデルは，各大学院の入学者の適性試験得点が正規分布すると仮定して，適性試験である程度の得点をとることが新司法試験受験や合格の前提になるとしたものである．

椎名他 (2008) は，既修コースについては，すべての大学院に共通する適性試験の閾値として，平成 E 年度の大学院入学者が標準年限での修了予定年（以後「標準修了年」と略記）の k 年後の新司法試験に合格するための閾値 $t_E^{(k)}$ を設定した．修了後の能力向上により，$t_E^{(0)} > t_E^{(1)} > t_E^{(2)} \cdots$ となるものと考えられる．平成 E 年度の入学者が標準修了年の k 年後までの新司法試験に合格する確率を，「k 年後までの積算合格率 $p_E^{(k)}$」と定義すると，既修コース入学者の適性試験得点が正規分布 $N(m,\ s^2)$ に従う大学院における $p_E^{(k)}$ は以下のモデルで表される．

$$p_E^{(k)}(m,s) = 1 - \Phi\left(\frac{t_E^{(k)} - m}{s}\right) = \Phi\left(\frac{m - t_E^{(k)}}{s}\right) \tag{1}$$

ここで，Φ は標準正規分布の累積分布関数

$$\Phi(z) = \int_{-\infty}^{z} \frac{1}{\sqrt{2\pi}} \exp(-x^2/2)dx \tag{2}$$

を表す．

未修コースについては，入学者のうち，標準年限で大学院を修了して新司法試験を受験した者の割合が既修コースよりも低いことから（椎名他，2008），新司法試験の合格のための閾値に加えて，大学院を修了して新司法試験を受験できるレベルに到達するための適性試験の閾値を設定した．椎名他 (2008) では，未修コースの第一期生しか新司法試験を受験していなかったこともあり，平成 16 年度入学者が受験した最初の新司法試験に関する検討までを行った．

ここで，既修コースに関する仮定にならって，未修コースについて，すべての大学院に共通する適性試験の閾値として，平成 E 年度の入学者が標準修了年の k 年後に新司法試験を受験できるレベルに到達するための閾値 $d_E^{(k)}$ と，標準修了年の k 年後までの新司法試験に合格するための閾値 $t_E^{(k)}$ を設定する．年数を費やすことで能力が向上することにより $d_E^{(0)} > d_E^{(1)} > d_E^{(2)} \cdots$，および，$t_E^{(0)} > t_E^{(1)} > t_E^{(2)} \cdots$ となるものと考えられる．平成 E 年度の入学者が標準修了年の k 年後までの新司法試験に合格する確率を，「k 年後までの積算合格率 $p_E^{(k)}$」と定義すると，未修コース入学者の適性試験得点が正規分布 $N(m,\ s^2)$ に従う大学院における $p_E^{(k)}$ は以下のモデルで表される．Φ は (2) 式で表される標準正規分布の累積分布関数である．

$$p_E^{(k)}(m,s) = \frac{1 - \Phi\left(\dfrac{t_E^{(k)} - m}{s}\right)}{1 - \Phi\left(\dfrac{d_E^{(k)} - m}{s}\right)} \tag{3}$$

(1) 式および (3) 式で全大学院において入学者の適性試験の標準偏差が等しいと仮定して $s = 1$ と標準化したモデル値 $(m,\ p_E^{(k)}(m,\ 1))$ と，アンケートで収集された大学院 j の平成 E 年度入学者の適性試験得点の平均値 M_{E_j}（素点による平均値）および公表値から算出された積算合格率 $p_E^{(k)}$ を比較するために，M_{E_j} を以下の (4) 式で m_{E_j} に変換してモデル値の尺度に合わせる．

$$m_{E\_j} = \frac{M_{E\_j} - t_{Er}}{s_{Er}} \tag{4}$$

(4) 式の t_{Er} は新司法試験に合格するための適性試験得点の閾値，s_{Er} は各大学院の入学者集団における適性試験得点の標準偏差で大学院に共通の値と仮定した値である．t_{Er} も s_{Er} も素点による値である．

椎名他（2007；2008）では，既修コースについては $p_E^{(k)} = 0.5$ 付近，未修コースについては $p_E^{(k)}$ の値が全大学院の未修コースを通じての新司法試験合格率と等しくなる付近の実測値に基づいて，モデル値と適合するような t_{Er} を決めた．これは，アンケート調査で入学者の適性試験平均値を収集できた大学院が，既修コースと未修コースの全体を代表するサンプルになっているかどうか確証が得られなかったためである．本稿では，ある年度の既修コースおよび未修コースの全入学者集団を代表する集団を，アンケート調査で収集した各大学院の入学者の適性試験に関する統計量を用いて作

成する．そして，全入学者の適性試験得点の分布に基づいて，新司法試験に合格するための適性試験の閾値および新司法試験を受験できるレベルに到達するための適性試験の閾値を決定する．

2.2 既修コースと未修コースの全入学者集団

平成 E 年度の各大学院の入学者の適性試験得点に関して n_E 校のデータがあり，大学院 j の人数 n_j，平均値 m_j，標準偏差 s_j の値が得られているとする（$1 \leq j \leq n_E$）．n_E 校の入学者をすべて合わせた集団についての人数 N_E，適性試験得点の平均値 M_E，標準偏差 S_E は，以下の (5)〜(7) 式により算出される．x_{ji} は，大学院 j の入学者 i の適性試験得点を表すものとする．

$$N_E = \sum_{j=1}^{n} n_j \tag{5}$$

$$M_E = \frac{\displaystyle\sum_{j=1}^{n}\sum_{i=1}^{n_j} x_{ji}}{N_E} = \frac{\displaystyle\sum_{j=1}^{n} n_j m_j}{N_E} \tag{6}$$

$$\begin{aligned} S_E^2 &= \frac{\displaystyle\sum_{j=1}^{n}\sum_{i=1}^{n_j} (x_{ji} - M_E)^2}{N_E} \\ &= \frac{\displaystyle\sum_{j=1}^{n} n_j s_j^2 + \sum_{j=1}^{n} n_j m_j^2 - N_E M_E^2}{N_E} \end{aligned} \tag{7}$$

平成 16 年度の入学者に関して，アンケート調査によって人数，適性試験得点の平均値，標準偏差がすべて得られた大学院の数は，既修コース 10 校，未修コース 13 校である．平成 17 年度の入学者に関しては，既修コース 16 校，未修コース 22 校である．本稿では，既修コースと未修コースの入学者を合わせた統計量を回答した大学院のデータは用いずに，入学者のコースが明確なデータのみを用いる．

表 1 に，平成 16 年度と 17 年度の既修・未修コース入学者集団それぞれについて，(5)〜(7) 式で算出した N_E，M_E，S_E および n_E 校の s_j の中央値を示す．表 1 には，各入学者集団が受験した適性試験得点についての全受験者における平均値と標準偏差（大学入試センター，web ページより）と，各年度の各コースの実際の入学者数（法務省，2007b；文部科学省，2007；2008）も示す．

いずれの入学年度のいずれのコースでも，入学者集団の適性試験得点の平均値 M_E は，対応する受験者集団の適性試験得点の平均値を大きく上回っており，適性試験の受験者集団の上位者が法科大学院に入学したことを示している．入学者集団の適性試験得点の標準偏差 S_E については，いずれの入学年度のいずれのコースでも，対応する受験者集団の適性試験得点の標準偏差より小さくなっており，入学者選抜の結果，各大学院の入学者集団の適性試験得点の分布範囲が狭まったことを示している．また，既修・未修コース共に，平成 17 年度入学生の S_E は平成 16 年度入学生の値より大きくなっており，平成 17 年度の入学者集団では適性試験得点の散らばり具合が前年度より広がったことを示している．

さらに，表 1 に，適性試験受験者集団が年度間で安定して $N(0,\ 1^2)$ に従うと仮定して，各年度の各コースの入学者集団の M_E，S_E を適性試験受験者集団 $N(0,\ 1^2)$ を規準とした値に変換した M_{A_E}，S_{A_E} を示す．既修コースにおいても未修コースにおいても，M_{A_E} の値は，平成 17 年度入学生集団では平成 16 年度入学者集団より低くなっており，平成 17 年度は受験者集団の中で前年度に比べて下位の者も大学院に入学したことを示している．

2.3 新司法試験の受験および合格のための適性試験閾値

2.3.1 入学年度別の新司法試験合格率および積算合格率の推定

椎名他 (2008) は，平成 E 年度の大学院入学者が標準修了年の k 年後までの新司法試験に合格する確率（k 年後までの積算合格率 $p_E^{(k)}$ と呼ぶ）を，以下の (8) 式で算出した．$n_{Ep}^{(k)}$ は平成 E 年度の入学者に関して標準修了年の k 年後の新司法試験の合格者数，$n_{Ef}^{(k)}$ は不合格者数である．

$$p_E^{(k)} = \frac{\displaystyle\sum_{h=0}^{k} n_{Ep}^{(h)}}{\displaystyle\sum_{h=0}^{k} n_{Ep}^{(h)} + n_{Ef}^{(k)}} \tag{8}$$

(8) 式の分子は，平成 E 年度の大学院入学者について，標準修了年の k 年後の新司法試験までの合格者数（k 年後の新司法試験の合格者も含む）の

表 1 各年度・各コースの入学者集団に関する混合分布のパラメタおよび対応する適性試験得点の統計量

			第一期生		第二期生
	適性試験	受験年度	H15 年度		H16 年度
	適性試験	本追	本試	追試	本試
	適性試験	受験者数	28,325	7,174	21,298
	適性試験	平均点	63.07	59.80	52.74
	適性試験	標準偏差	14.19	14.77	13.45
	法科大学院入学年度（平成 E 年度）		H16 年度		H17 年度
既修コース	全入学者集団の統計量	n_E	10		16
既修コース	全入学者集団の統計量	N_E	568		748
既修コース	全入学者集団の統計量	M_E	75.55		61.80
既修コース	全入学者集団の統計量	S_E	7.64		9.49
既修コース	全入学者集団の統計量	受験者集団における M_E （M_{A_E}）	0.879		0.674
既修コース	全入学者集団の統計量	受験者集団における S_E （S_{A_E}）	0.538		0.706
既修コース	s_j の中央値		6.59		8.18
既修コース	実際の入学者数		2,350		2,021
未修コース	全入学者集団の統計量	n_E	13		22
未修コース	全入学者集団の統計量	N_E	549		813
未修コース	全入学者集団の統計量	M_E	75.93		61.62
未修コース	全入学者集団の統計量	S_E	8.23		9.48
未修コース	全入学者集団の統計量	受験者集団における M_E （M_{A_E}）	0.906		0.660
未修コース	全入学者集団の統計量	受験者集団における S_E （S_{A_E}）	0.580		0.705
未修コース	s_j の中央値		6.58		8.50
未修コース	実際の入学者数		3,416		3,517

和である．(8) 式の分母は，分子の人数と，k 年後の新司法試験に挑戦して不合格だった者の数の和である．これは，平成 E 年度の大学院入学者に関して標準修了年の k 年後までの重複受験者を除いた新司法試験受験者数の和の推定値である．新司法試験は 5 年間に 3 回まで受験可能なので，k の最大値は大学院での留年可能年数に 4 を加えたものになる．

表 2 に，文部科学省による法科大学院の修了認定状況調査の公表値と法務省による新司法試験の公表値，および，それらから算出した値を示す．表 2 には，既修コース生が受験した新司法試験の 1 回目と 2 回目にあたる平成 18 年と平成 19 年，未修コース生が受験した新司法試験の 1 回目と 2 回目にあたる平成 19 年と平成 20 年までが記載されている．

平成 18 年新司法試験については，既修コースの平成 16 年度入学者だけが受験可能なので，法務省が公表した新司法試験の受験者数や合格者数はすべて，平成 16 年度に入学して平成 17 年度に課程を修了した既修者に対応づけることが出来る．しかし，平成 19 年新司法試験の受験者数と合格者数についてはコースの区分別の人数しか公表されていないので，未修の公表値は平成 16 年度に入学し

表 2　法科大学院の修了認定状況と新司法試験に関する公表値および算出値

	新司法試験実施年	H18	H19				H20		
	コース	既修	既修			未修	未修		
法科大学院（公表値）	入学年度	H16	H16	H16	H17	H16	H16	H16	H17
	入学者数 (a)	2,350	—	—	2,021	3,416	—	—	3,517
	修了年	H18	H18	H19	H19	H19	H19	H20	H20
	修了者数 (b)	2,176	—	33	1,819	2,563	—	NA	2,576
法科大学院（算出値）	標準年限で修了できなかった者の数	174	—	—	202	853	—	—	941
	新司法試験受験可能者数（内訳）	2,176	1,167	33	1,819	2,563	1,928	NA	2,576
新司法試験（公表値）	受験者数 (c)	2,091	2,642			1,965	1,180	2,079	
	合格者数 (d)	1,009	1,216			635	242	492	
	合格率 (d/c)	0.483	NA	NA	NA	0.323	0.205	0.237	
新司法試験（算出値）	受験率 (c/b)	0.961	NA	NA	NA	0.767	0.612	NA	NA
	不合格者数 (c − d)	1,082	1,426			1,330	938	1,587	
	不受験者数 (b − c)	85	377			598	748	NA	NA
	繰り越し者数	1,167	1,803			1,928	1,686	NA	NA

—は，該当する値が存在しないセルを示す．
NA は，公表値が無いセルまたは公表値だけからは算出できないセルを示す．

て平成 18 年度に課程を修了した未修者に対応づけ出来るが，既修の公表値は入学年度と修了年の 3 通りの組み合わせを合算した数になっている．平成 20 年新司法試験の受験者数と合格者数については，コースと修了年の区分をつけて公表されたが，未修コースの平成 19 年度修了者に関する入学年度の内訳は不明である．

(a) 既修コース　(8) 式による積算合格率を算出して入学者集団の適性試験の成績との関係を論じるためには，各年の司法試験の合格者数と不合格者数に関する入学年度の内訳が必要であるが，公表されていない．椎名他 (2008) は，既修コースについて次の 2 つの仮定がなりたつものとして，平成 16 年度入学生が平成 19 年新司法試験の受験者に占める割合 r の値を推定した．

(1) 平成 19 年新司法試験の受験者に占める平成 16 年度入学者と平成 17 年度入学者の比は，大学院間で共通である．

(2) 各大学院における平成 19 年新司法試験の合格率は，平成 16 年度入学者と平成 17 年度入学者との間で同じである．

平成 17 年度入学者で平成 18 年度に修了した者が直近の新司法試験を受験する率を，前年の新司法試験に関する公表値から算出した値 (0.961) を参考に 0.95 とすると，平成 18 年新司法試験の受験者 2,642 名中の平成 17 年度入学者の数は 1,728 名（1,819 名 $\times$ 0.95 $=$ 1,728 名）と推定される．よって，平成 16 年度入学生が平成 19 年新司法試験の受験者に占める割合 r を 0.35 ($((2642-1728)/2642 = 0.35)$) と推定する．これによって，平成 19 年新司法試験の受験者数と合格者数について表 3(a) のように入学年度別の内訳を推定することができる．

(b) 未修コース　未修コースでは，平成 20 年の修了者に関する平成 20 年新司法試験の受験者数および合格者数について，入学年度別の内訳を推定する必要があるが，公表されていない．未修コースについては，以下の 2 つの仮定をおいて，平成 20 年に修了して平成 20 年新司法試験を受験した者のうち，平成 16 年度入学生が占める割合 q の値を推定した．

(i) 平成 20 年に標準年限以外で修了した者に占める既修と未修の比は，前年（平成 19 年）に

表 3 各コースに関する新司法試験受験者および合格者数の入学年度の内訳の推定

(a) 既修コース（椎名他 (2008) 表 2 を一部改変）

		H18 新司法試験	H19 新司法試験	
法科大学院	入学年度	H16	H16	H17
	修了年	H18	H18 or H19	H19
法務省公表値	受験者数	$n_{p+f}^{(18)}$	$n_{p+f}^{(19)}$	
	合格者数	$n_{p}^{(18)}$	$n_{p}^{(19)}$	
入学年度別推定値	受験者数		$rn_{p+f}^{(19)}$	$(1-r)n_{p+f}^{(19)}$
	合格者数		$rn_{p}^{(19)}$	$(1-r)n_{p}^{(19)}$

(b) 未修コース

		H19 新司法試験	H20 新司法試験		
法科大学院	入学年度	H16	H16	H16	H17
	修了年	H19	H19	H20	H20
法務省公表値	受験者数	$n_{p+f}^{(19)}$	$n_{A\_p+f}^{(20)}$	$n_{B\_p+f}^{(20)}$	
	合格者数	$n_{p}^{(19)}$	$n_{A\_p}^{(20)}$	$n_{B\_p}^{(20)}$	
入学年度別推定値	受験者数			$qn_{B\_p+f}^{(20)}$	$(1-q)n_{B\_p+f}^{(20)}$
	合格者数			$qn_{B\_p}^{(20)}$	$(1-q)n_{B\_p}^{(20)}$

標準年限で修了できなかった者に占める既修と未修の比に等しい．この比は，大学院間で共通である．

(ii) 平成 20 年に修了した平成 20 年新司法試験の受験者および合格者に関する入学年度別の比は，平成 20 年の修了者に関する入学年度別の比が保たれる．この比は，大学院間で共通である．

(iii) 各大学院における平成 19 年新司法試験の合格率は，平成 16 年度入学者と平成 17 年度入学者との間で同じである．

表 2 には記載していないが，文部科学省による修了認定状況調査によれば，平成 20 年の修了者のうち標準年限以外での修了者数は，既修と未修を合わせて 362 名と公表されている．平成 19 年に標準年限で修了できなかった者の内訳は既修 202 名，未修 853 名なので（表 2 参照），おおむね 2 : 8 として，(i) の仮定より平成 20 年に標準年限以外で修了した 362 名のうち，未修は 290 名（362 名 × 0.8 = 290 名）と推定できる．よって，平成 20 年に修了した未修者について，平成 16 年度入学者が 290 名（推定値），平成 17 年度入学者が 2,576 名（公表値）となるので，$q = 290/(290+2576) = 0.101$ より，$q = 0.1$ と推定する．これによって，(ii) の仮定により，表 3(b) のように入学年度別の内訳を推定することができるので，平成 20 年新司法試験を受験した平成 16 年度入学生，および，平成 20 年新司法試験に合格した平成 16 年度入学生の数は，それぞれ，$n_{A\_p+f}^{(20)} + qn_{B\_p+f}^{(20)}$，$n_{A\_p}^{(20)} + qn_{B\_p}^{(20)}$ によって推定することができる．

(c) 推定値 表 4 に，表 3(a)(b) によって求めた推定値を，公表値として確定している値と共に示す．⟨ ⟩で囲んだ数値が推定値で，囲まれていない値が公表値である．表 4 には，各入学年度の各コースに関して (8) 式で定義した積算合格率も示す．

既修コースでは，平成 16 年度入学生（第一期生）と平成 17 年度入学生（第二期生）が，標準修了年の 0 年後に受験した新司法試験の合格率は，それぞれ，0.483（公表値から算出）と 0.460（推定値）であり，入学年度が違っても同じくらいの値になっている．それに対して，未修コースでは，平成 16 年度入学生（第一期生）と平成 17 年度入学生（第二期生）が，標準修了年の 0 年後に受験した新司法試験の合格率は，それぞれ，0.323（公表値から算出）と 0.237（推定値）であり，既修コース入学

表 4 各コースに関する新司法試験受験者および合格者数の入学年度の内訳の推定値と公表値（⟨ ⟩で囲んだ数値は推定値）

<table>
<tr><td></td><td>新司法試験実施年</td><td>H18</td><td colspan="4">H19</td><td colspan="3">H20</td></tr>
<tr><td></td><td>コース</td><td>既修</td><td colspan="3">既修</td><td>未修</td><td colspan="3">未修</td></tr>
<tr><td rowspan="3">法科大学院</td><td>入学年度</td><td>H16</td><td>H16</td><td>H16</td><td>H17</td><td>H16</td><td>H16</td><td>H16</td><td>H17</td></tr>
<tr><td>入学者数</td><td colspan="3">2350</td><td>2021</td><td colspan="3">3416</td><td>3517</td></tr>
<tr><td>修了年</td><td>H18</td><td>H18</td><td>H19</td><td>H19</td><td>H19</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H20</td></tr>
<tr><td rowspan="8">新司法試験</td><td>受験者数</td><td>2,091</td><td colspan="2">⟨914⟩</td><td>⟨1728⟩</td><td>1,965</td><td>1,180</td><td>⟨208⟩</td><td>⟨1871⟩</td></tr>
<tr><td>合格者数</td><td>1,009</td><td colspan="2">⟨421⟩</td><td>⟨795⟩</td><td>635</td><td>242</td><td>⟨49⟩</td><td>⟨443⟩</td></tr>
<tr><td>不合格者数</td><td>1,082</td><td colspan="2">⟨493⟩</td><td>⟨933⟩</td><td>1,330</td><td>938</td><td>⟨159⟩</td><td>⟨1428⟩</td></tr>
<tr><td>入学年度別受験者数</td><td>2,091</td><td colspan="2">⟨914⟩</td><td>⟨1728⟩</td><td>1,965</td><td colspan="2">⟨1388⟩</td><td>⟨1871⟩</td></tr>
<tr><td>入学年度別合格者数</td><td>1,009</td><td colspan="2">⟨421⟩</td><td>⟨795⟩</td><td>635</td><td colspan="2">⟨291⟩</td><td>⟨443⟩</td></tr>
<tr><td>入学年度別不合格者数</td><td>1,082</td><td colspan="2">⟨493⟩</td><td>⟨933⟩</td><td>1,330</td><td colspan="2">⟨1097⟩</td><td>⟨1428⟩</td></tr>
<tr><td>合格率</td><td>0.483</td><td colspan="2">⟨0.460⟩</td><td>⟨0.460⟩</td><td>0.323</td><td colspan="2">⟨0.210⟩</td><td>⟨0.237⟩</td></tr>
<tr><td>積算合格率</td><td>0.483</td><td colspan="2">⟨0.744⟩</td><td>⟨0.460⟩</td><td>0.323</td><td colspan="2">⟨0.458⟩</td><td>⟨0.237⟩</td></tr>
</table>

者に比べると低い．第一期生が受験し得る 2 回目の新司法試験までの積算合格率については，既修コースでは 0.744，未修コースでは 0.458 と推定されており，未修コース入学者の標準修了年の 1 年後の新司法試験までの積算合格率が，既修コース入学者が標準修了年の直後に受ける新司法試験の合格率とほぼ同じ程度である．これらの数値には，未修コース入学者のほうが既修コース入学者に比べて新司法試験に合格するのが難しいことが現れている．

また，表 4 の合格率や積算合格率は，受験者数を分母として算出された値であり，入学者を分母とするとさらに低くなることにも留意する必要がある．各コース入学者のうち標準年限で課程を修了できた者の割合は，既修コースでは 9 割以上だが，未修コースでは 7 割程度にとどまっている（表 2 参照）．未修コースについては，各年の新司法試験の不合格者や不受験者に加えて，新司法試験を受験するレベルに到達できない者が，法務省が新司法試験に関して公表した受験者数や合格者数には現れにくい形で数多くいることにも留意するべきである．

2.3.2 各入学者集団に関する適性試験閾値

(a) 既修コース 各年度の既修コースの全入学者集団の適性試験得点が正規分布 $N(0,\ 1^2)$ に従うものとして，平成 E 年度入学者に関する標準修了年 k 年後までの新司法試験の積算合格率 $P_E^{(k)}$ との関係から，平成 E 年度入学者が標準修了年の k 年後までの新司法試験に合格するための適性試験得点の閾値 $T_E^{(k)}$ を求める．すなわち，以下の (9) 式を満たす $T_E^{(k)}$ を求める．$P_E^{(k)}$ は，平成 E 年度入学者の適性試験得点が閾値 $T_E^{(k)}$ を超える確率を表すものとする．Φ は (2) 式で表される標準正規分布の累積分布関数である．

$$P_E^{(k)} = 1 - \Phi\left(T_E^{(k)}\right) \tag{9}$$

2.1 節で引用した椎名他 (2008) のモデルでは，新司法試験の積算合格率が 0.5 付近の大学院の入学者適性試験平均点の実測値だけを用いて $t_E^{(k)}$ を決定し，積算合格率 $p_E^{(k)}$ のモデル値を算出した．本節以降は，全入学者集団の適性試験得点の分布に基づいて閾値を決定して積算合格率のモデル値を算出するので，2.1 節の $p_E^{(k)}$ および $t_E^{(k)}$ との違いを明確にする意味で，新司法試験の積算合格率および閾値をそれぞれ，$P_E^{(k)}$ および $T_E^{(k)}$ と大文字で表記する．

平成 E 年度入学者集団の適性試験得点の分布が，2.2 節で作成した分布 $N(M_{A\_E},\ S_{A\_E}^2)$ に従うと仮定すれば（M_{A_E}，S_{A_E} は，適性試験受験者集団を規準とした値），$T_E^{(k)}$ は，以下の (10) 式により，適性試験受験者集団を規準とした値 $T_{A\_E}^{(k)}$ に変換

することができる．

$$T_{A\_E}^{(k)} = M_{A\_E} + T_E^{(k)} S_{A\_E} \tag{10}$$

また，それぞれの $T_E^{(k)}$ は，以下の (11) 式によって素点 $\tau_E^{(k)}$ に換算することができる．ここで，M_E および S_E は，2.2 節で作成した平成 E 年度入学者集団の適性試験得点の平均値および標準偏差である（素点による値）．

$$\tau_E^{(k)} = M_E + T_E^{(k)}\ S_E \tag{11}$$

表 5(a) に，各年度の入学者について求めた $T_E^{(k)}$ および $T_{A\_E}^{(k)}$ の値を示す．表 5(a) には，適性試験受験者集団において，閾値 $T_{A\_E}^{(k)}$ を超える者の割合を算出した値も示す．さらに，小数点第 1 位を四捨五入して整数にした $\tau_E^{(k)}$，および，適性試験得点が $\tau_E^{(k)}$ 以上の者が適性試験の全受験者に占める割合を実際の適性試験受験者集団の得点度数分布に基づいて算出した値も表 5(a) に示す．実際の適性試験受験者集団の得点分布に基づく位置は，適性試験受験者集団の正規分布における位置に比べてやや低いが，それほど大きなずれにはなっていない．

(b) 未修コース 各年度の未修コースの全入学者集団の適性試験得点が正規分布 $N(0,\ 1^2)$ に従うものとして，平成 E 年度入学者に関する標準修了年 k 年後までの新司法試験の積算合格率 $P_E^{(k)}$ との関係から，平成 E 年度入学者についての標準修了年の k 年後までの新司法試験に関する適性試験の閾値 $T_E^{(k)}$ と $D_E^{(k)}$ を求める．すなわち，以下の (12) 式と (13) 式を満たす $T_E^{(k)}$ と $D_E^{(k)}$ を求める．Φ は (2) 式で表される標準正規分布の累積分布関数である．

$$P_E^{(k)} = \frac{1-\Phi\left(T_E^{(k)}\right)}{1-\Phi\left(D_E^{(k)}\right)} \tag{12}$$

$$Q_E^{(k)} = 1-\Phi\left(T_E^{(k)}\right) \tag{13}$$

(13) 式の $Q_E^{(k)}$ は，平成 E 年度入学者のうち標準修了年 k 年後までの新司法試験に合格する者の率である．

平成 E 年度入学者集団の適性試験得点の分布が，2.2 節で作成した分布 $N(M_{A\_E},\ S_{A\_E}^2)$ に従うと仮定すれば（M_{A_E}，S_{A_E} は，適性試験受験者集団を規準とした値），$T_E^{(k)}$ および $D_E^{(k)}$ は，以下の (14) 式および (15) 式により，適性試験受験者集団を規準とした値 $T_{A\_E}^{(k)}$ および $D_{A\_E}^{(k)}$ に変換することができる．

$$T_{A\_E}^{(k)} = M_{A\_E} + T_E^{(k)} S_{A\_E} \tag{14}$$

$$D_{A\_E}^{(k)} = M_{A\_E} + D_E^{(k)} S_{A\_E} \tag{15}$$

また，それぞれの $T_E^{(k)}$ および $D_E^{(k)}$ は，以下の (16) 式および (17) 式によって素点 $\tau_E^{(k)}$ および $\delta_E^{(k)}$ に換算することができる．ここで，M_E および S_E は，2.2 節で作成した平成 E 年度入学者集団の適性試験得点の平均値および標準偏差である（素点による値）．

$$\tau_E^{(k)} = M_E + T_E^{(k)}\ S_E \tag{16}$$

$$\delta_E^{(k)} = M_E + D_E^{(k)}\ S_E \tag{17}$$

表 5(b) に，各年度の入学者について求めた $T_E^{(k)}$ および $T_{A\_E}^{(k)}$，$D_E^{(k)}$ および $D_{A\_E}^{(k)}$ の値を示す．表 5(b) には，適性試験受験者集団において，それぞれ閾値 $T_{A\_E}^{(k)}$，$D_{A\_E}^{(k)}$ を超える者の割合を算出した値も示す．さらに，小数点第 1 位を四捨五入して整数にした $\tau_E^{(k)}$，$\delta_E^{(k)}$ および，適性試験得点が $\tau_E^{(k)}$，$\delta_E^{(k)}$ 以上の者が適性試験の全受験者に占める割合を実際の適性試験受験者集団の得点度数分布に基づいて算出した値も表 5(b) に示す．$T_{A\_E}^{(k)}$ については，実際の適性試験受験者集団の得点分布に基づく位置は，適性試験受験者集団の正規分布における位置に比べて大きくずれてはいない．$D_{A\_E}^{(k)}$ については，$T_{A\_E}^{(k)}$ に比べるとずれがやや大きい傾向がみられる．

(c) 適性試験得点の閾値に関する考察 同じ入学年度の標準修了年 k 年後に関する $T_{A\_E}^{(k)}$ は，いずれの入学年度でも未修コースの値が既修コースを上回っており，新司法試験合格のために要求される適性試験得点のレベルが高いことを示している．また，未修において新司法試験を受験可能なレベルに到達するための適性試験得点の閾値については，入学者集団でみると $D_{16}^{(0)} > D_{16}^{(1)}$ であるが，適性試験受験者集団でみると $D_{A\_16}^{(0)}$ と $D_{A\_16}^{(1)}$ の差はわずかである．適性試験受験者集団における閾値の差が小さいということは，標準修了年を 1 年経過しても受験者集団における適性試験得点の閾値の

表 5　各コースの各年度の入学者集団に関する適性試験得点の閾値

(a) 既修

法科大学院入学年度と新司法試験実施年の対応	H16–H18	H16–H19	H17–H19
積算合格率	$P_{16}^{(0)} = 0.483$	$P_{16}^{(1)} = 0.744$	$P_{17}^{(0)} = 0.460$
入学者集団 $N(0,\ 1^2)$ における合格閾値の位置	$T_{16}^{(0)} = 0.043$	$T_{16}^{(1)} = -0.656$	$T_{17}^{(0)} = 0.100$
受験者集団 $N(0,\ 1^2)$ における合格閾値の位置	$T_{A\_16}^{(0)} = 0.903$	$T_{A\_16}^{(1)} = 0.526$	$T_{A\_17}^{(0)} = 0.744$
受験者集団 $N(0,\ 1^2)$ において合格閾値を超える者の割合	18.3%	29.9%	22.8%
閾値の素点換算値（小数点第 1 位を四捨五入）	$\tau_{16}^{(0)} = 76$	$\tau_{16}^{(1)} = 71$	$\tau_{17}^{(0)} = 63$
適性試験受験者集団の得点度数分布に基づく閾値の位置	上位 20.0 %	上位 32.7 %	上位 24.2 %

(b) 未修

法科大学院入学年度と新司法試験実施年の対応	H16–H19	H16–H20	H17–H20
積算合格率	$P_{16}^{(0)} = 0.323$	$P_{16}^{(1)} = 0.458$	$P_{17}^{(0)} = 0.237$
対入学者 積算合格率	$Q_{16}^{(0)} = 0.186$	$Q_{16}^{(1)} = 0.271$	$Q_{17}^{(0)} = 0.126$
入学者集団 $N(0,\ 1^2)$ における合格閾値の位置	$T_{16}^{(0)} = 0.893$	$T_{16}^{(1)} = 0.610$	$T_{17}^{(0)} = 1.146$
受験者集団 $N(0,\ 1^2)$ における合格閾値の位置	$T_{A\_16}^{(0)} = 1.424$	$T_{A\_16}^{(1)} = 1.260$	$T_{A\_17}^{(0)} = 1.468$
受験者集団 $N(0,\ 1^2)$ において閾値を超える者の割合	7.7%	10.4%	7.1%
閾値の素点換算値（小数点第 1 位を四捨五入）	$\tau_{16}^{(0)} = 83$	$\tau_{16}^{(1)} = 81$	$\tau_{17}^{(0)} = 72$
適性試験受験者集団の得点度数分布に基づく閾値の位置	上位 7.6 %	上位 10.4 %	上位 8.5 %
入学者集団 $N(0,\ 1^2)$ における新司・受験可能閾値の位置	$D_{16}^{(0)} = -0.192$	$D_{16}^{(1)} = -0.232$	$D_{17}^{(0)} = -0.080$
受験者集団 $N(0,\ 1^2)$ における新司・受験可能閾値の位置	$D_{A\_16}^{(0)} = 0.795$	$D_{A\_16}^{(1)} = 0.772$	$D_{A\_17}^{(0)} = 0.604$
受験者集団 $N(0,\ 1^2)$ において閾値を超える者の割合	21.3%	22.0%	27.3%
閾値の素点換算値（小数点第 1 位を四捨五入）	$\delta_{16}^{(0)} = 74$	$\delta_{16}^{(1)} = 74$	$\delta_{17}^{(0)} = 61$
適性試験受験者集団の得点度数分布に基づく閾値の位置	上位 24.9 %	上位 24.9 %	上位 24.2 %

位置はほとんど下がらないことを意味する．新司法試験合格のための閾値が標準修了年 1 年後には下がっているのとは対照的である．すなわち，未修コース入学者が新司法試験を受験可能なレベルに到達するためには，適性試験受験者集団である程度の位置以上にいる必要があることを示唆して

いる．

平成 16 年度入学者が新司法試験に合格するための適性試験の閾値 $T_{16}^{(k)}$ は，既修，未修共に，$T_{16}^{(0)} > T_{16}^{(1)}$ であり，標準修了年の 1 年後の新司法試験についての閾値は，修了直後の新司法試験の閾値より低い．これは，勉学期間が標準修了年限にプラスされることで，大学院の全入学者集団の中で相対的に適性試験得点が低くても新司法試験に合格できるようになることに対応している．また，適性試験受験者集団における $T_{A\_E}^{(k)}$ の位置をみると，既修，未修共に，$T_{A\_16}^{(1)}$ のほうが $T_{A\_16}^{(0)}$ よりも相対的に低い位置にあり，適性試験受験者集団でみても，標準修了年の 1 年後の新司法試験では適性試験の成績が下位の者も合格できていることに対応する．

ここで，既修コースおよび未修コースの第一期生（平成 16 年度入学者）と第二期生（平成 17 年度入学者）に関して，標準修了年の直後の新司法試験に合格するための適性試験閾値 $T_E^{(0)}$ について考える．

適性試験受験者集団の適性試験得点分布が年度によらず正規分布とみなすことができると仮定して，各年度入学者集団の適性試験得点分布と新司法試験に関する適性試験の閾値の位置関係を図 1 に示す．図 1(a) は既修コース，図 1(b) は未修コースに関する図である．各図の横軸は，適性試験得点の位置を，適性試験受験者集団の得点分布 $N(0,\ 1^2)$ を規準として示している．

既修コースに関する図には（図 1(a)），新司法試験合格のための適性試験得点の閾値 $T_{A\_16}^{(0)}$ と $T_{A\_17}^{(0)}$ が，適性試験受験者集団と各年度の入学者集団に関する適性試験得点の分布と共に示されている．未修コースに関する図には（図 1(b)），新司法試験合格のための適性試験得点の閾値 $T_{A\_16}^{(0)}$ と $T_{A\_17}^{(0)}$，および，新司法試験を受験できるレベルに到達するための適性試験得点の閾値 $D_{A\_16}^{(0)}$ と $D_{A\_17}^{(0)}$ が，適性試験受験者集団と各年度の入学者集団に関する適性試験得点の分布と共に示されている．

既修コースについては，標準修了年の直後の新司法試験に合格するための適性試験閾値 $T_E^{(0)}$ は，$T_{16}^{(0)} < T_{17}^{(0)}$ であり，第二期生のほうが，当該年度の入学者集団において適性試験得点がより高い位置でないと合格できないことを示している．ところが，適性試験受験者集団における位置に換算した $T_{A\_E}^{(0)}$ は $T_{A\_16}^{(0)} > T_{A\_17}^{(0)}$ であり，第二期生のほうが第一期生より適性試験得点がより下位でも合格できることを意味している．これは，入学者集団では $T_{16}^{(0)} < T_{17}^{(0)}$ ということと一見矛盾するようにみえるが，図 1(a) に示す平成 16 年度入学者集団と平成 17 年度入学者集団の適性試験得点の分布の位置関係をみれば，入学者集団では $T_{16}^{(0)} < T_{17}^{(0)}$ ということと，受験者集団では $T_{A\_16}^{(0)} > T_{A\_17}^{(0)}$ ということは矛盾しないことがわかる．

未修コースについては，標準修了年の直後の新司法試験に合格するための適性試験閾値 $T_E^{(0)}$ は，$T_{16}^{(0)} < T_{17}^{(0)}$ であり，第二期生のほうが，当該年度の入学者集団において適性試験得点がより高い位置でないと合格できないことを示している．ところが，適性試験受験者集団における位置に換算した $T_{A\_16}^{(0)}$ は $T_{A\_17}^{(0)}$ とほとんど同程度の値であり，新司法試験に合格するための適性試験受験者集団における位置は同じくらいであることを意味している．これは，入学者集団では $T_{16}^{(0)} < T_{17}^{(0)}$ ということと一見矛盾するようにみえるが，図 1(b) に示す平成 16 年度入学者集団と平成 17 年度入学者集団の適性試験得点の分布の位置関係を考えれば矛盾しないことがわかる．

また，未修コースにおいて，標準修了年の直後の新司法試験を受験可能なレベルに到達するための適性試験閾値 $D_E^{(0)}$ は，$D_{16}^{(0)} < D_{17}^{(0)}$ であり，第二期生のほうが，当該年度の入学者集団において適性試験得点がより高い位置が要求されることを示している．ところが，適性試験受験者集団における位置に換算した $D_{A\_E}^{(0)}$ は $D_{A\_16}^{(0)} > D_{A\_17}^{(0)}$ であり，第二期生のほうが第一期生より適性試験得点がより下位の位置にいる者でも，新司法試験を受験可能なレベルに到達できていることを意味している．これについても，図 1(b) に示す平成 16 年度入学者集団と平成 17 年度入学者集団の適性試験得点の分布の位置関係を考えれば矛盾しない．

未修者についての新司法試験の合格率は，平成 16 年度入学者が標準修了年の直後に受けた平成 19 年新司法試験では 0.323（公表値）であったが，平成 17 年度入学者が標準修了年の直後に受験した平成 20 年新司法試験では 0.237（推定値）であり，既修者と異なり，第二期生では第一期生に比べて合格率がかなり低くなった．本稿のモデルで算出

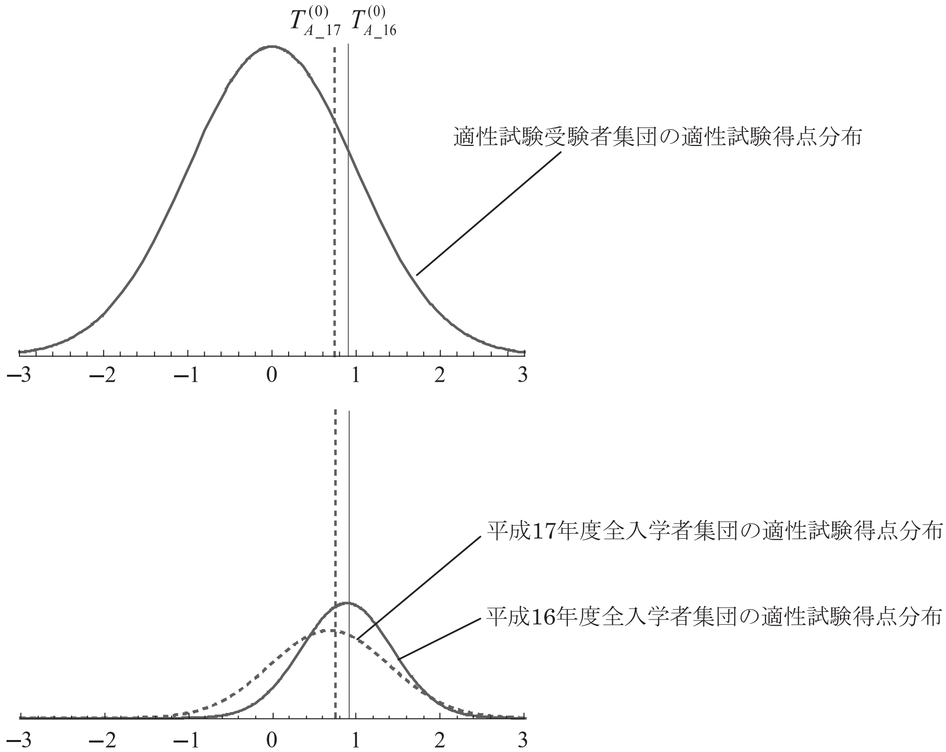

(a) 既修コース（実線：平成 16 年度全入学者集団，破線：平成 17 年度全入学者集団）

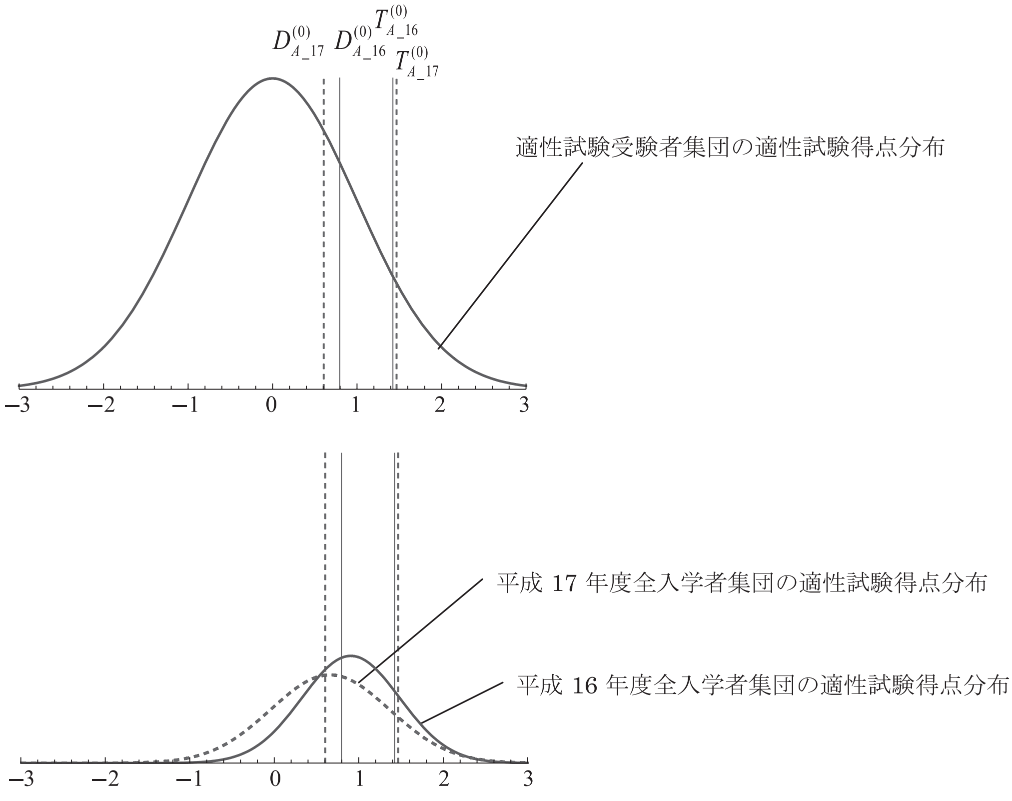

(b) 未修コース（実線：平成 16 年度全入学者集団，破線：平成 17 年度全入学者集団）

図 1 各コースの閾値と適性試験受験者集団，各年度の全入学者集団の模式図

したところでは，適性試験受験者集団における閾値の位置は，新司法試験合格のための適性試験得点の閾値については第一期生と第二期生で同程度の位置だが，新司法試験を受験可能なレベルに到達するための適性試験得点の閾値については，第二期生は第一期生より低い位置である．すなわち，第二期生については，入学者集団の適性試験得点の分布が低得点側になったことで，入学者集団における位置では第一期生よりも上位の者が，年度間で不変と仮定した受験者集団でみると第一期生より下位であるにもかかわらず，新司法試験を受験できるレベルに到達した自信を持って受験したことによって，新司法試験の合格率が第一期生よりも下がったと考えられる．

2.4 モデル値と各大学院のデータ値の比較

既修，未修コースそれぞれの第一期生と第二期生について，入学者の適性試験得点の平均値と新司法試験の積算合格率の関係を表すモデル式と共に，各大学院の入学者集団に関する適性試験得点の平均値や積算合格率の推定値のデータをプロットして比較する．

既修および未修コースについて新司法試験の積算合格率のモデル式は，それぞれ，(1) 式および (3) 式において各大学院の入学者集団の適性試験得点の標準偏差が等しいと仮定して $s = 1$ と標準化すれば，入学者の適性試験得点の平均値 m のみの関数となる．(1) 式と (3) 式における新司法試験合格のための適性試験得点の閾値 $t_E^{(k)}$ および新司法試験を受験できるレベルに到達するための適性試験得点の閾値 $d_E^{(k)}$ としては，前節で求めた $T_E^{(k)}$ および $D_E^{(k)}$ を用いる．

すなわち，平成 E 年度入学者の適性試験得点の平均値が m の大学院に関する標準修了年 k 年後までの新司法試験の積算合格率 $p_E^{(k)}(m)$ のモデル式は，既修コースについては (18) 式，未修コースについては (19) 式で表される．

$$p_E^{(k)}(m) = 1 - \Phi(T_E^{(k)} - m) = \Phi(m - T_E^{(k)}) \tag{18}$$

$$p_E^{(k)}(m) = \frac{1 - \Phi(T_E^{(k)} - m)}{1 - \Phi(D_E^{(k)} - m)} = \frac{\Phi(m - T_E^{(k)})}{\Phi(m - D_E^{(k)})} \tag{19}$$

アンケートで収集した大学院 j の平成 E 年度入学者の適性試験得点の平均値 M_{E_j} は，100 点満点の素点での値なので，以下の (17) 式で変換してモデル式 (15) および (16) の尺度に合わせる．

$$m_{E\_j} = \frac{M_{E\_j} - M_E}{s_{E\_common}} \tag{20}$$

(20) 式は，各大学院の入学者の適性試験得点の平均値を，全入学者における位置として尺度化するものである．M_E は，2.2 節で求めた平成 E 年度の大学院の全入学者の適性試験得点の平均値である．大学院に共通の値である s_{E_common} として，平成 E 年度の全入学者の適性試験得点の分布を作成するのに用いた大学院 n_E 校の標準偏差 s_j の中央値を用いる．各大学院の入学者集団の人数 n_j（1 学年の人数）は 1 桁から 3 桁まで様々であり，s_{E_common} として n_j の重み付きの s_j の平均値を用いると，n_j が極端に大きな大学院のデータが強く反映された値となってしまう．そこで，データが得られた大学院の s_j を，n_j の大小の影響を受けずに代表する値として，中央値を用いる．中央値には極端な値の影響を受けにくいというメリットもある．各入学年度の既修および未修コースについての M_E と s_{E_common} の値は，表 1 に示されている．

図 2 に，既修コースについてのモデル値と各大学院のデータ値をプロットした散布図を示す．図 2(a) および (b) は，それぞれ，平成 16 年度入学生について，入学者の適性試験得点の平均値を横軸に，平成 18 年新司法試験の合格率および平成 19 年新司法試験までの積算合格率（推定値）を縦軸に示した図である．図 2(c) は，平成 17 年度入学生について，入学者の適性試験得点の平均値を横軸に，平成 19 年新司法試験の合格率（推定値）を縦軸に示した図である．

図 3 に，未修コースについてのモデル値と各大学院のデータ値をプロットした散布図を示す．図 3(a) および (b) は，それぞれ，平成 16 年度入学生について，入学者の適性試験得点の平均値を横軸に，平成 19 年新司法試験の合格率および平成 20 年新司法試験までの積算合格率（推定値）を縦軸に示した図である．図 3(c) は，平成 17 年度入学生について，入学者の適性試験得点の平均値を横軸に，平成 20 年新司法試験の合格率（推定値）

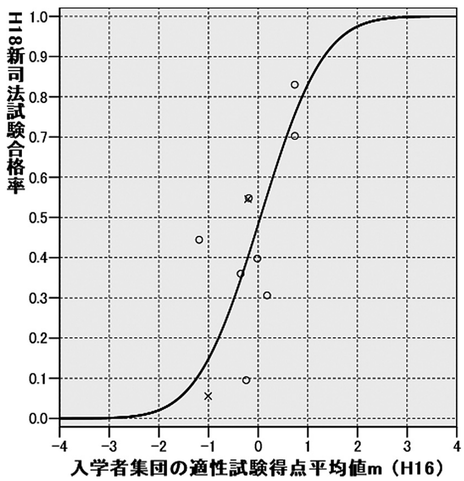

(a) 平成 16 年度入学者集団の平成 18 年新司法試験合格率

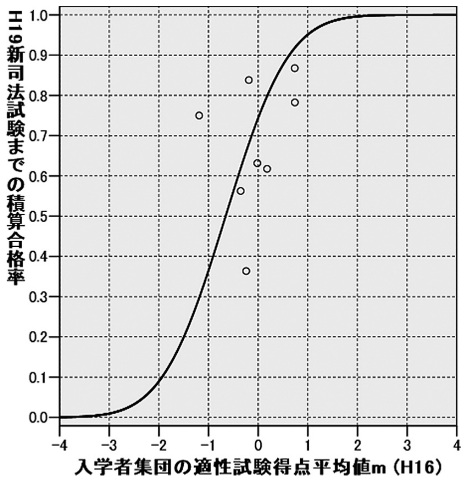

(b) 平成 16 年度入学者集団の平成 19 年新司法試験までの積算合格率

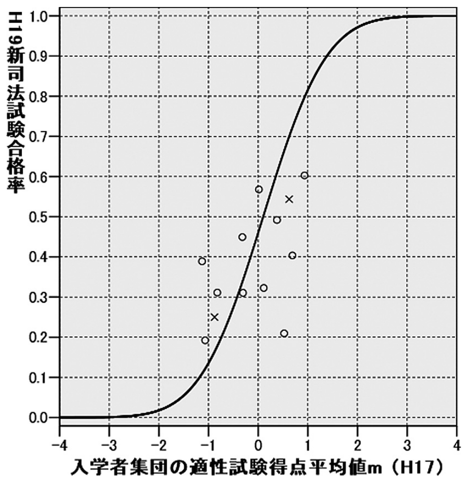

(c) 平成 17 年度入学者集団の平成 19 年新司法試験合格率

図 2　各大学院入学者における適性試験得点平均値と新司法試験合格率の散布図（既修コース）
（曲線：モデル値，○：標準偏差のデータがある大学院，×：標準偏差のデータがない大学院）

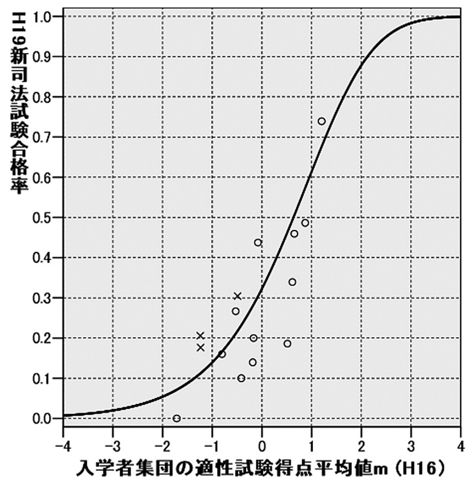

(a) 平成 16 年度入学者集団の平成 19 年新司法試験合格率

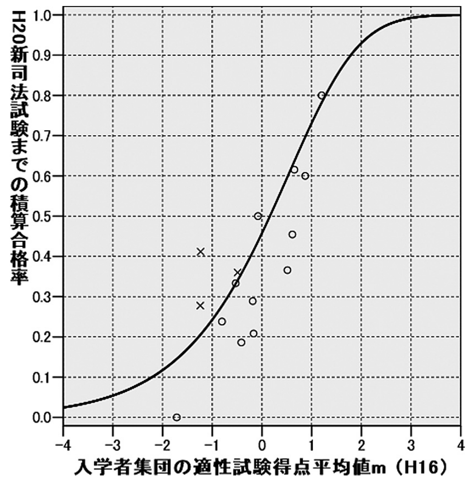

(b) 平成 16 年度入学者集団の平成 20 年新司法試験までの積算合格率

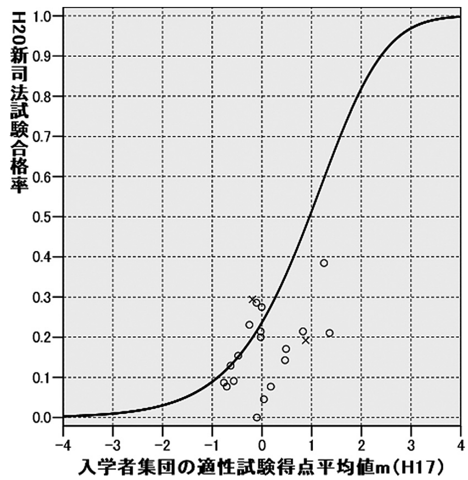

(c) 平成 17 年度入学者集団の平成 20 年新司法試験合格率

図 3　各大学院入学者における適性試験得点平均値と新司法試験合格率の散布図（未修コース）
（曲線：モデル値，○：標準偏差のデータがある大学院，×：標準偏差のデータがない大学院）

を縦軸に示した図である．

図 2，図 3 の散布図には，平成 E 年度の入学者に関する標準修了年の k 年後までの重複受験者を除いた新司法試験受験者の和の推定値（(8) 式の分母にあたる値）が 10 以上の大学院で，入学者のコース（既修・未修）の区別がはっきりわかっているデータのみをプロットした．分布の作成に用いた大学院のデータでも，新司法試験の受験者数の和の推定値が 10 未満の大学院についてはプロットしていない．標準偏差のデータがない大学院については，受験者の和の推定値が 10 以上でコースの区別がついていればプロットした．

既修コースについては，図 2(a)～(c) いずれも，大学院のデータ数は少ないものの，おおむねモデル値の近くにプロットされている．未修コースの平成 16 年度入学者については（図 3(a)，(b)），各大学院のデータ値はモデル値の近くにプロットされる傾向にあるが，平成 17 年度入学者については（図 3(c)），新司法試験の合格率がモデル値より下方にプロットされる大学院が多くみられる．平成 17 年度入学者が受験した平成 20 年新司法試験における未修全体の合格率は 0.237 にとどまっており，大学院別の合格率が 0.4 を超えるようなケースは非常にまれである．平成 17 年度入学者集団の適性試験得点に関する統計量が取得できた大学院については，大学院別の合格率はいずれも 0.4 未満である．つまり，平成 17 年度入学者については，分布範囲が非常に狭いデータに基づいてモデル値のパラメタを決めたことになる．図 3(c) におけるデータとモデル値のずれの一因は，データの制約によると考えられる．

3 まとめ

本稿では，既修・未修各コースの第一期生が受験可能な 2 回目の新司法試験，および，第二期生が受験可能な 1 回目の新司法試験までの結果について，適性試験の成績との関係を分析した．各大学院の入学者の適性試験に関する統計量に基づいてある年度の既修コースおよび未修コースの全入学者集団を代表する集団を考えることにより，全入学者集団の適性試験得点の分布に基づいて，新司法試験に合格するための適性試験の閾値および新司法試験を受験できるレベルに到達するための適性試験の閾置を決定した．

標準修了年 k 年後の新司法試験に合格するための適性試験得点の閾値を適性試験受験者集団でみると，いずれの入学年度でも未修コースの閾値の位置が既修コースを上回っており，未修コースのほうが新司法試験合格のために要求される適性試験の成績レベルが高いことを示している．

第一期生である平成 16 年度入学者については，既修，未修共に，標準終了年直後の新司法試験に合格するための適性試験得点の閾値より，標準修了年の 1 年後の新司法試験に合格するための適性試験得点の閾値のほうが，全入学者集団でみても適性試験受験者集団でみても低い位置にある．これは，勉学期間が標準修了年限にプラスされることで，大学院の全入学者集団や適性試験受験者集団の中で相対的に適性試験の成績が下位でも新司法試験に合格できるようになることを示すものである．しかし，未修コース入学者が新司法試験を受験可能なレベルに到達するための適性試験得点の閾値については，標準修了年を 1 年経過しても受験者集団における位置がほとんど下がらず，適性試験である程度の成績を修めた状態で大学院に入学しないと，新司法試験を受験可能なレベルに到達するのが難しいことが示唆される．

標準終了年の直後の新司法試験に合格するための適性試験得点の閾値については，既修コースにおいても未修コースにおいても，第二期生のほうが第一期生よりも当該年度の入学者集団における位置が高い．また，未修コース入学者が標準修了年の直後の新司法試験を受験可能なレベルに到達するための適性試験閾値については，第二期生のほうが第一期生よりも，当該年度の入学者集団における位置が高い．ところが，入学者集団における閾値の位置に関する第一期生と第二期生の大小関係は，適性試験受験者集団における位置でみた時の大小関係とは一致しない．一見矛盾するようだが，適性試験受験者集団の適性試験得点分布が年度によらず均質な正規分布であると仮定すれば，第二期生の全入学者集団に関する適性試験得点は第一期生よりも低得点側に分布していることになるので，矛盾していない．

未修者についての新司法試験の合格率は，第二期生では第一期生に比べてかなり低くなった．本稿で作成した分布によれば，第二期生の入学者集

団の適性試験得点は第一期生より低得点寄りに分布しているので，入学者集団でみると第一期生より高い位置にある得点でも，年度間で不変と仮定した受験者集団でみると第一期生より低い位置にある．すなわち，第二期生では，受験者集団を規準とすると第一期生より適性試験の成績が下位の者も，入学者集団を規準とした位置に基づいて新司法試験を受験できるレベルに到達したと判断して受験したことによって，新司法試験の合格率が第一期生よりも下がったと考えられる．

各大学院の入学者の適性試験得点の平均値と新司法試験の合格率のデータ値とモデル値を散布図にプロットすると，未修コースの平成17年度入学者を除けば各大学院のデータ値はモデル値の近くにプロットされる傾向にあり，各大学院入学者の適性試験得点の成績が新司法試験の合格率と関連があることが示される．未修コースの平成17年度入学者については，ほとんどの大学院では出身者の新司法試験合格率が0.4未満であり，分布範囲が非常に狭いデータに基づいてモデル値のパラメタを決めたことになる．散布図におけるモデル値とデータ値のずれの一因は，データの分布範囲の制約と考えられる．

註

1) 新司法試験の受験資格を有するのは，法科大学院課程の修了者及び司法試験予備試験の合格者であるが，司法試験予備試験は平成23年から実施予定であり，平成20年時点では，法科大学院課程の修了者のみが受験資格を有する状態である．また，法科大学院在学中に旧司法試験を受験することが可能である．

謝 辞

大学入試センター法科大学院適性試験の開発及び試験の実施に参画していただいた関係委員の方々に深く感謝いたします．また，各大学院の入学者の適性試験得点の統計量は，アンケートにご協力いただいた法科大学院のご厚意によって，校名を出さないことを条件に提供されたもののうちの一部です．法科大学院名を出すことはできませんが，データを提供していただいたすべての法科大学院の担当者の皆様に御礼申し上げます．

参考文献

大学入試センター. 過去の適性試験. http://www.dnc.ac.jp/houka/houka_kako.htm

法務省. 新しい司法試験制度に関するQ&A. http://www.moj.go.jp/SHIKEN/shinqa.html

法務省 (2006). 平成18年新司法試験法科大学院別合格者数等. http://www.moj.go.jp/SHIKEN/SHINSHIHOU/h18-04kekka.pdf

法務省 (2007a). 平成19年新司法試験法科大学院別合格者数等. http://www.moj.go.jp/SHIKEN/SHINSHIHOU/h19kekka01-6.pdf

法務省 (2007b). 法科大学院における修了認定の状況（平成17年度）. http://www.moj.go.jp/SHINGI/SHIHOU/070419-1-2.pdf

法務省 (2008). 平成20年新司法試験法科大学院別合格者数等. http://www.moj.go.jp/SHIKEN/SHINSHIHOU/h20kekka01-6.pdf

文部科学省 (2007). 平成18年度法科大学院修了認定状況調査の概要. http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/04/07041708.htm#a01

文部科学省 (2008). 平成19年度法科大学院修了認定状況調査の概要. http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/05/08051914/001.pdf

司法制度改革審議会 (2001). III 司法制度を支える法曹の在り方. 司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—(平成13年6月12日), http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/iken-3.html

椎名久美子・杉澤武俊・櫻井捷海 (2007). 大学入試センター法科大学院適性試験の設計及び安定性に関する実証的検討. 日本テスト学会誌, **3**(1), 110–121.

椎名久美子・杉澤武俊・小牧研一郎・櫻井捷海 (2008). 適性試験の成績に基づく法科大学院別の新司法試験合格率の予測—既修および未修コースに関する検討—. 日本テスト学会誌, **4**(1), 101–112.

杉澤武俊・内田照久・椎名久美子（印刷中）. 法科大学院適性試験が測定している能力・特性に関する実証的検討. 日本テスト学会誌.

Relationship between Performance on National Admission Test for Law Schools and Ratio of Students Passing New National Bar Examination for Each Law School

―Analysis of Students in First and Second Years of Enrollment―

SHIINA Kumiko*
KOMAKI Ken-ichiro**
SUGISAWA Taketoshi***

Abstract

We determined the relationship across schools between students' performance on the National Admission Test for Law Schools (NATLaS) and the ratio of students passing the new national Bar Exam to students in their first and second years of enrollment. A mixture distribution of scores on the NATLaS was created by using statistics collected for each law school as a sample of all students who enrolled at law schools of different courses in each year. The threshold values of the NATLaS score for passing the Bar Exam and those for acquiring sufficient ability to take the Bar Exam were estimated by extending our previous models to the distribution of the NATLaS score.

Regardless of their year of enrollment at law school, students in a three-year course had a higher percentile rank of threshold values for passing the Bar Exam than students in a two-year course. For both two-year and three-year courses, we found that the percentile rank of threshold values for passing the Bar Exam decreased when students who were in their first year of enrollment took an extra year of preparation for the Bar Exam. Among students taking a three-year course, the threshold values of the NATLaS for acquiring sufficient ability to take the Bar Exam, as measured by percentile rank among examinees, was almost the same, even if they added an extra year of preparation for the Bar Exam. The results suggest that students in three-year courses should be required to get a certain level of NATLaS score in their examinee group before they enroll in law schools so that they can acquire sufficient ability to take the Bar Exam.

The mean NATLaS scores of enrolled students and the estimated pass ratio of students taking the Bar Exam of each law school are plotted around the value computed based

* Department of Test Analysis and Evaluation, Research Division,
The National Center for University Entrance Examinations
** Planning and Coordinate Officer of Admission Test for Law Schools,
The National Center for University Entrance Examinations
*** Faculty of Education, Niigata University
(Previous Position: Department of Test Analysis and Evaluation, Research Division, The National Center for University Entrance Examinations)

on our model, except for those taking a three-year course in their second year, in which the pass ratio of the Bar Exam at various law schools was extremely limited.

Key words: National Admission Test for Law Schools, New National Bar Examination, predictive validity